

静岡県

法人県民税・法人事業税の税率の改正について

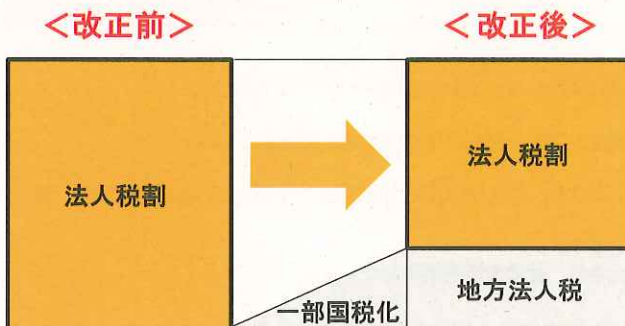
平成26年度の税制改正において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、次のとおり、税率の改正が行われました。

1. 改正の主なポイント

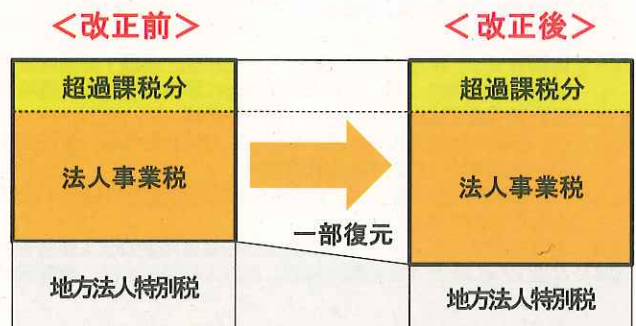
- ①「法人県民税法人税割の税率の引き下げ」と併せて「地方法人税(国税)の創設」がされました。
 - * 地方法人税の申告納付は、国(税務署)に対して行います。
 - * 地方法人税の税込金額は、地方交付税の原資とされます。
- ②「地方法人特別税の税率の引き下げ」と併せて「法人事業税の税率の引き上げ」がされました。
- ③改正後の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
(改正後の税率は裏面をご覧ください。)

【イメージ図】

◎法人県民税法人税割



◎法人事業税



2. 最初の予定申告の特例

税率の改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告に限り、次の経過措置が設けられています。

I 法人県民税法人税割の予定申告税額

前事業年度の法人税割額 × 3.8 ÷ 前事業年度の月数

II 法人事業税の予定申告税額

前事業年度の法人事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 7.5

III 地方法人特別税の予定申告税額

前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数 × 4

3. 改正内容 (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

【法人県民税法人税割】 5.0% (改正前) → **3.2% (改正後)**

【法人事業税】

(単位: %)

課税標準区分	法人区分	所得等区分	改正前 平成20年10月1日から平成26年 9月30日までに開始する事業年度			改正後 平成26年10月1日以後に開始 する事業年度			
			標準 税率	超過課税 税率(注1)	超過税率 (計)(注1)	標準 税率	超過課税 税率(注1)	超過税率 (計)(注1)	
所得等課税法人 下の欄に 該当しない 法人	外形標準課税 対象法人 (注2)	付加価値額	0.48	(0.024)	0.504	0.48	(0.024)	0.504	
		資本金等の額	0.20	(0.010)	0.210	0.20	(0.010)	0.210	
		所得	年400万円以下の所得	1.50	(0.190)	1.690	2.20	(0.190)	2.390
			年400万円超800万円以下の所得	2.20	(0.275)	2.475	3.20	(0.275)	3.475
	年800万円超の所得及び清算所得(注4)		2.90	(0.360)	3.260	4.30	(0.360)	4.660	
	特別法人	年400万円以下の所得	2.70	(0.250)	2.950	3.40	(0.250)	3.650	
		年400万円超の所得及び清算所得(注4)	3.60	(0.330)	3.930	4.60	(0.330)	4.930	
	その他の法人	年400万円以下の所得	2.70	(0.250)	2.950	3.40	(0.250)	3.650	
		年400万円超800万円以下の所得	4.00	(0.365)	4.365	5.10	(0.365)	5.465	
		年800万円超の所得及び清算所得(注4)	5.30	(0.480)	5.780	6.70	(0.480)	7.180	
県内と他の2以上 の都道府県 に事業所等 を持つ資本金 の額又は出資金 の額が1,000万 円以上の法人	外形標準課税 対象法人	付加価値額	0.48	(0.024)	0.504	0.48	(0.024)	0.504	
		資本金等の額	0.20	(0.010)	0.210	0.20	(0.010)	0.210	
	特別法人	所得及び清算所得(注4)	2.90	(0.360)	3.260	4.30	(0.360)	4.660	
		所得及び清算所得(注4)	3.60	(0.330)	3.930	4.60	(0.330)	4.930	
その他の法人	所得及び清算所得(注4)	5.30	(0.480)	5.780	6.70	(0.480)	7.180		
収入金額課税法人(注3) (電気供給業、ガス供給業、保険業)		収入金額	0.70	(0.065)	0.765	0.90	(0.065)	0.965	

(注1) 静岡県では、平成31年3月31日までの間、地震・津波対策を推進するため、法人事業税の超過課税を実施します。
超過課税は次の(1)～(3)のいずれかに該当する法人に適用されます。(超過税率(計)欄の税率を適用してください。)

- (1) 資本金又は出資金の額が1億円超の法人
- (2) 所得等課税法人で所得が年3,000万円超のもの、または収入金額課税法人で収入金額が年2億4,000万円超のもの
- (3) 保険業法に規定する相互会社

(注2) 外形標準課税対象法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人です。(公益法人等、特別法人、人格のない社団又は財団、投資法人などを除きます。)

(注3) 電気供給業、ガス供給業、保険業は各事業年度の収入金額を課税標準とします。

(注4) 平成22年10月1日以降に解散した法人については、清算所得課税が廃止され、通常の所得課税となります。

【地方法人特別税】

法人区分	所得等区分(注)	改正前 (平成20年10月1日から平成26年 9月30日までに開始する事業年度)	改正後 (平成26年10月1日以後に 開始する事業年度)
外形標準課税法人	基準法人所得割額	14.8%	67.4%
その他の所得課税法人	基準法人所得割額	8.1%	43.2%
収入金額課税法人	基準法人収入割額	8.1%	43.2%

(注) 標準税率で計算した法人事業税額(所得割額、収入割額)

【お問い合わせ先】

事務所	所在地	電話番号
下田財務事務所 課税課	〒415-0016 下田市中531の1 (下田総合庁舎3F)	0558-24-2014
沼津財務事務所 直税第1課	〒410-8520 沼津市高島本町1-3 (東部総合庁舎5F)	055-920-2029
静岡財務事務所 直税第1課	〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20 (静岡総合庁舎3F)	054-286-9160
浜松財務事務所 直税第1課	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-1 (浜松総合庁舎2F)	053-458-7141
静岡県庁税務課 直税班	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 (県庁東館3F)	054-221-2041

